

ぎふワールド・ローズガーデン
公園施設長寿命化計画

令和6年5月

岐阜県 可茂土木事務所

1. 都市公園整備状況

(令和6年5月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
1	80.7 ha	m ²

2. 計画期間(西暦) 2024年度～2033年度(10箇年)

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

②選定理由

本県の基幹的な役割を担っている広域公園で、世界最大級のバラ園をはじめ、多種多様な花を特色とした、県民の憩いの場となっており、計画に位置付けて適切に維持管理を行う必要がある。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

令和5年度業務の調査結果を踏まえた対象公園施設数を以下に示す。

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
547	703	248	5	2	27	65

管理施設	災害応急対策施設	その他施設	合計
4,087	4	2	5,690

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設(建築物、遊戯施設、その他公園施設)を対象に、指定管理者及び委託業者による維持管理、維持保全(清掃・保守・補修)、日常点検、定期点検、法令点検を行っている。

遊戯施設は、これらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。これら維持保全や点検時に異常が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

③選定理由

計画対象公園の公園施設を対象とする。ただし、管理類型に関わらず植栽、仮設構造物、設置許可施設及び占用物は計画対象から除く。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

(1) 点検調査実施時期

健全度調査は、表 1 に示す日程で実施した。

表 1. 調査実施時期

分類	調査実施時期
一般施設	令和 5 年 11 月 14 日(火)～令和 5 年 11 月 17 日(金) 令和 5 年 11 月 28 日(火)～令和 5 年 12 月 1 日(金) 令和 6 年 2 月 20 日(火)～令和 6 年 2 月 21 日(水) 令和 6 年 3 月 14 日(木)～令和 6 年 3 月 15 日(金)
遊戯施設	令和 5 年 12 月 7 日(木)～令和 5 年 12 月 8 日(金)
建築物	令和 5 年 11 月 28 日(火)～令和 5 年 12 月 1 日(金)
土木構造物	令和 5 年 11 月 20 日(月)
各種設備	令和 5 年 11 月 20 日(月)

(2) 点検調査方法

健全度を把握するための点検調査方法は、表 2 のとおり実施した。

表 2. 点検調査方法

対象施設	調査方法
一般施設	・公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集（平成 24 年 4 月）に準じて、対象施設の全体及び主要部材について目視（必要に応じて触診・打診）により確認を実施する。
建築物	・特殊建築物等定期点検業務基準 2021 年改訂版（令和 3 年 10 月）、建築物点検マニュアル・同解説（平成 17 年 8 月）に準じて、目視・触診・打診・作動確認により調査を実施する。 ・定期点検調査が実施されている場合には、その調査結果を活用する。
土木構造物	・橋梁については、岐阜県橋梁点検マニュアル（令和 4 年 3 月）を用いて、目視等により調査を実施する。 ・ボックスカルバートについては、その構造がトンネルに準じているため、岐阜県トンネル点検マニュアル（令和 2 年 3 月）を用いて、目視等により調査を実施する。
遊具	・子どもの遊びの特性を踏まえ、事故防止のための対応が必要であり、国の指針等（都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）（平成 26 年 6 月）、遊具の安全に関する規準：JPFA-SP-S:2014（平成 26 年 7 月））に基づいた調査結果を活用するなど、劣化や損傷の状況だけで健全度を判断するのではなく安全性の確保などを踏まえた総合的な判断がされるよう特に留意する。
各種設備	・建築設備等の点検にあたっては、他法令の規定による検査等で定期点検の内容に適合するものは、法定点検の調査結果を活用する。 ・法令点検、定期点検結果等がないものについては、公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集（平成 24 年 4 月）に準じて、目視による作動確認を中心に調査を実施する。

(3) 点検調査結果の概要

予防保全型管理及び事後保全型管理の全施設(5,690 施設)に対して健全度判定を実施した。判定結果は、D判定が16施設(約0.3%)、C判定が73施設(約1.3%)、B判定が4,428施設(約77.8%)、A判定が1,173施設(約20.6%)であった。

表 3. 健全度判定結果

公園施設種類	A	B	C	D	合計
園路広場	127	389	30	1	547
修景施設	376	324	3	0	703
休養施設	115	120	4	9	248
遊戯施設	0	4	1	0	5
運動施設	0	2	0	0	2
教養施設	0	24	3	0	27
便益施設	11	48	5	1	65
管理施設	543	3,512	27	5	4,087
災害応急対策施設	0	4	0	0	4
その他施設	1	1	0	0	2
合計	1,173	4,428	73	16	5,690

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「重要度(指標考慮)」から設定した「緊急度判定」に基づくものとした。指標考慮は、「施設種類」と「利用形態」より設定した。

■緊急度の判定基準

緊急度の判定基準について表 4 に示す。

表 4. 緊急度の判定基準

緊急度	緊急度の判定基準
高	<ul style="list-style-type: none"> 健全度判定がDの施設 健全度判定がCの施設のうち、重要度(指標考慮)の設定が「高」の施設
中	<ul style="list-style-type: none"> 健全度判定がCの施設のうち、重要度(指標考慮)の設定が「中」または「低」の施設
低	<ul style="list-style-type: none"> 健全度判定がAまたはBの施設

■重要度（指標考慮）の設定

重要度（指標考慮）の設定については、「利用頻度」と「利用形態」に基づき設定する。

表 5. 利用頻度の設定

利用頻度	内 容	ゾーン
多	公園利用が高いゾーン	A、E
中	公園利用が中程度のゾーン	B、C、D、G
少	公園利用が少ないゾーン	F

表 6. 利用形態の設定

優先度	内 容	施設種類
高	公園利用への影響が大きい	遊戯施設、休養施設、運動施設
中	公園利用への影響が中程度	園路広場、便益施設
低	公園利用への影響が小さい	修景施設、教養施設、管理施設

表 7. 重要度（指標考慮）の設定

利用形態

	利用形態：大 (遊戯施設/休養 施設/運動施設)	利用形態：中 (園路広場/便益 施設)	利用形態：小 (修景施設/教養施 設/管理施設)
利用頻度：多 (A, E ゾーン)	高	高	中
利用頻度：中 (B, C, D, G ゾーン)	高	中	低
利用頻度：少 (F ゾーン)	中	低	低

(2) 利用状況および今後の活用方針

- ・ぎふワールド・ローズガーデンは、世界最大級のバラ園をはじめとする多種多様な花を有し、1年を通じて多くの利用者が来園する。
- ・継続したサービス提供のため、安全・安心な公園施設利用、効果的な維持管理や改築・更新を行う。

7. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本的方針

①管理体制

公園の管理体制は、現状と同様、図1のとおりとする。

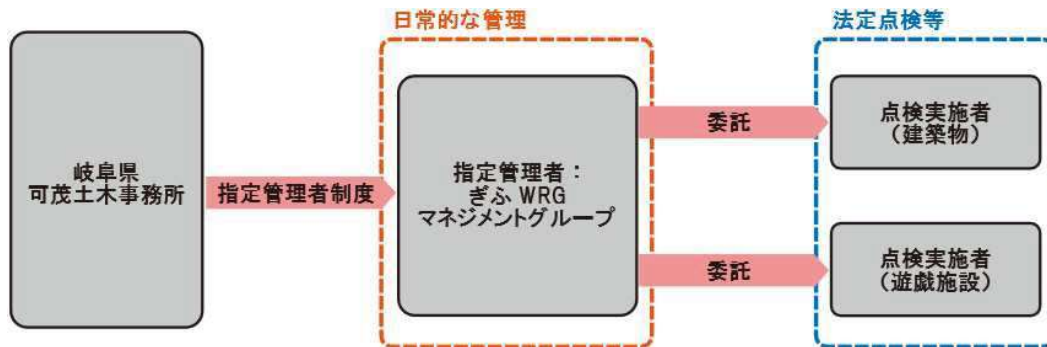


図 1. ぎふワールド・ローズガーデン（旧 花フェスタ記念公園）の管理体制

表 8. 公園管理の実施者と役割

実施者	役割
岐阜県 可茂土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理方針の検討や予算の調整 各管理者との連絡・調整 定期点検の実施委託、その結果に基づく対応の指示、維持管理方針の修正
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検と定期点検の実施、その結果に基づく応急措置の検討 業務範囲を超えるような補修や更新が必要な場合は、県への報告
点検実施者	<ul style="list-style-type: none"> 法定点検（定期、法令、精密点検）の実施

②点検実施者

表 9. 点検実施者の要件と対応等

点検実施者		要件	点検区分	主な対象施設
公園管理者 (指定管理者)	職員	遊具日常点検講習履修者または、同等の知識を有している者、日常点検講習会に参加した者	日常	全施設
専門業者	専門・ 担当技術者	JPFA の点検資格（公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士または公園施設点検技士）を有する者または、同等以上の知識や経験を有する者	定期	予防保全型 施設
	有資格者			建築施設
専門業者 (外部委託)	有資格者	各種施設の点検に応じた有資格者	法令 精密	設備（電気、 機械）

③点検方法

表 10. 点検方法と頻度

点検	内容と方法	頻度	実施者
日常点検	該当施設の外観（全体）を目視、触診にて異常の有無を確認する。	週 1 回程度	公園管理者 (指定管理者)
定期点検	目視や触診、打診、聴診、負荷確認、計測等により、構造上重要な部位の劣化、可動部や消耗部材の劣化を確認する。	健全度調査等にて対応 遊戯施設：年 1 回 遊戯施設以外：5 年に 1 回程度	専門業者
法令点検 (保守点検)	法律に定められた点検項目に則り、水質や電圧等の確認も含めた診断を行う。	年 1~2 回（法律で定められた周期）	
詳細点検 (精密点検)	分解作業や測定機器を使った検査等、より精度を高い診断を行う。	必要に応じ適宜	

④異常が発見された場合の措置方法

- 施設に異常が発見された場合は、状況に応じて使用禁止、立入禁止措置を講じる。
- その後、予防保全型管理の施設の場合は、速やかに健全度調査を実施し、応急措置あるいは補修策を検討する。
- 事後保全型管理の施設の場合は、状況に応じて撤去・更新・応急措置を検討する。

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

① 予防保全に類型した施設

- 使用見込み期間は、国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂】（平成30年10月）（以下、「指針（案）」という。）の設定例をもとに設定する。
- ライフサイクルコストの縮減効果が得られない施設は管理類型の見直しを行う。
- 以下の施設については、ライフサイクルコストの縮減効果に関わらず予防保全とする。
 - (a) 遊戯施設：安全確保を第一に考える。
 - (b) 建築物：定期的な修繕・補修を行う。
- 日常点検及び定期点検より施設の劣化、損傷を把握するとともに、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせるため計画的に補修を行う。
- 健全度調査の頻度は下表のとおりとする。

表 11. 健全度調査の実施周期

対象施設	周期	備考
遊戯施設	毎年	日常の維持保全の中で異常を発見した場合は、その都度、必要に応じて健全度調査を実施する。
一般施設	5年に1回以上	
土木構造物	5年に1回以上	
建築物	5年に1回以上	
各種設備（法令などの規定による点検）	法律で定められた周期	

- 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、補修や必要に応じて使用禁止措置を行う。
- 健全度調査の結果、A または B 判定の施設は、補修周期に基づいて定期的に補修を実施する。
- 健全度調査の結果、C または D 判定の施設については、優先的に補修・更新を実施する。

② 事後保全に類型した施設

- 使用見込み期間は、指針（案）の設定例をもとに設定する。ただし、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行う。
- 日常的な巡回や維持保全（清掃・保守・補修）、点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等
 ※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」)による

9. 対策費用

表 12. 対策費用

A. 概算費用合計(10年間)【B+C】	847,836 千円
B. 予防保全型施設の概算費用合計(10年間)	625,487 千円
C. 事後保全型施設の概算費用合計(10年間)	222,349 千円
D. 単年度あたりの概算費用【A/10】	84,784 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減効果は単年度あたり約583千円である。
 また、ライフサイクルコストの縮減だけでなく、本計画全体の長寿命化対策の実施により以下の効果が期待できる。

- 各種公園施設の老朽化に対する安全対策を強化することができる。
- 各種公園施設の劣化状況が把握でき、計画的な補修や更新を行うことが出来る。
- 各種公園施設の補修や更新を計画的に行うことで、財政負担の軽減(修繕・更新費用の平準化)を図ることが出来る。
- 長寿命化計画書に基づき維持管理を行うため、質の高い公園管理を行うことが出来る。

11. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度(西暦)

令和11年度(2029年度)

② 見直し時期、見直しの考え方など

- 次回以降の健全度調査の結果や対策費用の見込み額が長寿命化計画で定められた内容と著しく乖離した場合には、適宜計画の見直しを実施する。
- 次回以降の健全度調査の結果や今後の利用状況等を踏まえ、県としての活用方針が長寿命化計画で定められた内容と著しく乖離した場合には、適宜、計画の見直しを実施する。